

工事实績情報システム（CORINS）に関する特記仕様書

1. 適用

本特記仕様書は、寒川町が発注する工事契約金額（消費税を含む）が500万円以上の全ての工事に適用する。

2. 登録時期等

受注者は、工事实績情報システム（CORINS）に基づき、受注・変更・完成時に工事实績情報として、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けた後に、次に示す期間内に登録期間に登録申請を行うこと。ただし、期間には、土曜、日曜、祝日は含まない。

- | | |
|-------------|--------------|
| （1）工事発注時 | 契約締結後10日以内 |
| （2）登録内容の変更時 | 変更契約締結後10日以内 |
| （3）工事完成時 | 工事完成後10日以内 |

また、受注者は、登録内容を訂正する場合は、「訂正のためのお願い」を作成し、監督員の確認を受けた後に、便宜登録機関に登録申請をすること。

3. 変更時登録の範囲

変更時の登録は、工期、配置技術者に変更が生じた場合におこなうものとし、工事契約金額のみの変更の場合は、原則として変更登録を要さないものとする。

ただし、工事契約金額が2,500万円以上に変更となる場合は、変更時の登録を行うものとする。

4. 登録内容確認書の提出

受注者は、登録機関発行の「登録内容確認書」が届いた場合には、その写しを速やかに監督員に提出すること。なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

5. 登録機関

登録機関は、「一般財団法人 日本建設情報総合センター」とする。

6. その他

この特記仕様書に定める事項に疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。